

11/7 未来投資会議 構造改革徹底推進会合  
「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合  
(規制) (第1回)

---

(開催要領)

1. 開催日時：2017年11月7日(火) 8:00~9:39
2. 場所：中央省庁合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室
3. 出席者：

越智 隆雄 内閣府副大臣  
山下 貴司 法務大臣政務官

小林 喜光 公益社団法人経済同友会代表幹事

大杉 謙一 中央大学法科大学院 教授  
大久保 幸世 ビズシード株式会社 代表取締役社長  
関 聡司 新経済連盟 事務局長  
朽原 克彦 日本商工会議所 理事  
根本 勝則 日本経済団体連合会 常務理事

川田 順一 JXTGホールディングス株式会社 取締役副社長  
木本 俊光 freee株式会社 新設法人事業推進リーダー

(議事次第)

1. 開会
2. 有識者ヒアリング
3. 関係府省による取組説明
4. 自由討議
5. 閉会

(配布資料)

- 資料1：ビズシード株式会社 大久保代表取締役社長提出資料  
資料2：freee株式会社 木本新設法人事業推進リーダー提出資料  
資料3：事務局提出資料

#### 資料 4 : 法務省提出資料

##### (参考資料)

参考資料 1 : 一般社団法人日本経済団体連合会 根本常務理事提出資料

参考資料 2 : 日本商工会議所 朽原理事提出資料

参考資料 3 : 新経済連盟 関事務局長提出資料

---

##### (広瀬日本経済再生総合事務局次長)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから「未来投資会議構造改革徹底推進会合『企業関連制度・産業構造改革・イノベーション』会合（規制）（第1回）」を開会いたします。

御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は越智副大臣のほか、法務省から山下政務官に御出席をいただいております。なお公務のため、越智副大臣は途中退席される予定でございます。

初めに、越智副大臣から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

##### (越智内閣府副大臣)

皆さん、おはようございます。未来投資会議を担当いたします副大臣の越智でございます。御多用の中、こうしてお集まりいただきましてありがとうございます。特にきょうは朝早く、8時からの会議ということでございましたが、御参集を心から感謝申し上げます。

アベノミクスは、これまで「できるはずのない」と思われてきた改革を実現してまいりました。第4次安倍内閣においては、アベノミクスをさらに進化させて、生産性革命を実現する必要があると考えております。

事業環境をめぐる世界的競争が激化する中で、我が国が勝ち抜くには、起業促進につながるよう、行政手続にもまた技術革新を大胆に組み入れることが急務であると考えています。

総理を本部長としますIT総合戦略本部において策定された「デジタル・ガバメント推進方針」において、「行政サービスそのものをデジタル前提で再設計することにより、利用者中心の行政サービス改革を推進する」、「書面による提出、対面原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ改革を実施する」ことが決められております。

「Society 5.0」時代の行政手続の改革は、技術革新を最大限取り入れて、抜本的に効果的・効率的な制度とするために、大胆な考え方の変革が必要である

と考えています。

これによりまして、新しい意見やアイデアを持った企業をどんどん生み出して、我が国の生産性や国際競争力の向上につなげていくことが重要であります。

そういう観点から、本日は法人設立手続のオンライン・ワンストップ化について御議論いただきたいと思っております。御出席の皆様からは、ぜひとも忌憚のない御意見を聞かせていただけますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

皆様どうぞよろしく申し上げます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

続きまして、山下法務大臣政務官から御挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

(山下法務大臣政務官)

ありがとうございます。本日の構造改革徹底推進会合の開催に当たり、越智副大臣、小林会長、そして関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

アベノミクスの下で経済の好循環は着実に拡大しております。このよい流れを継続、拡大していくためには、法務省としても未来投資戦略2017を含めた政府戦略に基づく不断の取り組みが必要であると考えております。このような観点からも、本年9月に始まった法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の取り組みは非常に重要な意義を有しておると法務省としても考えております。

本日は、起業の促進による経済の発展と同時に取引の安全という多様な観点から、活発な議論を行っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は有識者の方として、中央大学法科大学院の大杉教授、ビズシード株式会社の大久保代表取締役社長、freee株式会社の木本新設法人事業推進リーダー、日本経済団体連合会の根本常務理事、日本商工会議所の朽原理事、新経済連盟の関事務局長、JXTGホールディングス株式会社の川田取締役副社長においでいただいております。

時間も限られておりますので、失礼ながら、その他の出席者の御紹介はお手元の座席表でかえさせていただきます。

本日は、大久保社長から起業家視点の法人設立手続の課題、及び木本リーダーから民間事業者によるワンストップサービスの例について御説明いただきます。

その後、法人設立のオンライン・ワンストップ化に向けた課題及び見直し案について、事務局から御説明をいたします。

その後、法務省から今後の対応について御説明をいただいた後、自由討議とさせていただきますと思います。

それでは、初めにビズシード株式会社の大久保社長、よろしくお願いいたします。

(大久保ビズシード株式会社代表取締役社長)

おはようございます。

簡単に私の自己紹介です。「創業手帳」というお手元の青い冊子がございます。日本では今、法人が月1万社ぐらいできているのですが、会社ができると、この「創業手帳」という会社の手引書を無料でお送りしています。サポートから本からウェブサービスから全部、無料で提供している。Googleのようなもので起業家には、全部無料で提供をしています。今、43版で、細かい内容が非常に変わりますので、毎月1回改訂して、これを1社残らず起業家のもとにお届けしています。我々自身が3年半前にできたベンチャー企業ということでございます。

本日はTシャツを着ているのですが、毎日着ていまして、何とぞ御容赦いただきたいと思っております。

私のバックグラウンドですが、GMOという上場企業グループのサラリーマン役員をやっております。3年半前にこの会社をゼロからつくったということでございます。実際に会社をつくった後、毎月130社ぐらい起業家の個別無料相談をやっておりますので、非常に多くの声をいただいております。ですので、自分の経験、起業家の声、それからお手元にあります急遽とりましたアンケートから、いろいろな議論の背景になります起業家の生声を先に届けたいと思っております。

議論する前提の起業家の背景ですが、まず考えていただきたいのが起業すると、ヒト、モノ、カネがとにかかないということです。会社の設立登記ですが、自分もそうですが、社長が自分でやるか、士業の先生の方をお願いするか、というところです。役所の手続きの部分で結構時間がかかってしまっています。

起業家からしますと、窓口は何度も行かなければいけない。電子申請もありますが、実際の起業家の声では、1回の申請のだけのためです。なかなか導入しない。費用と手間の面で電子申請は良いと思うのですが、起業家が立ち上

げで、すごく忙しい中で、実用レベルで使えるように普及するためには、値段、分かりやすさ、使いやすさでもう一段ハードルを下げていただきたいと思います。

それから、時間軸の考えです。自分も企業でサラリーマンをやっていましたので分かりますが、サラリーマンと起業家では時間に対する考え方が全く違います。起業しますと、時間とお金が潤沢に無い中で、1日も早く事業を軌道に乗せ、テイクオフしないといけない。立ち上げをして、それから収益、お金が入って回っていく。ここの状況に早く行かないと潰れてしまうのです。その短い時間の中での勝負なので、1日おくれただけでも、例えば銀行口座が1日遅くなっただけでもいろいろな、その先の手続きが進まないということです。自分の例でいいますと2010年の4月10日に会社をつくったのですが、なぜか登記簿謄本を取るのに10日ぐらいかかったのです。普通、登記簿謄本はいろいろな作業等もあると思うので、普通のサラリーマンをやっていて、別にそれほど目くじらを立てるような話ではないと思うのですが、その間、徹夜で事業の立ち上げ準備などをやっておりますので、その中でそういった重要なもの、登記簿謄本がなく銀行口座をつくれないうのは非常に苦しい状況がございました。

お手元の資料1をごらんください。会社設立のアンケートがございまして。「創業時に困ったことは何ですか？」と書かれております。この中で当然、資金とか販路のあたりが多いのですが「会社設立手続き」も31%で、人材といったものよりも多い割合を占めているということです。

創業時に公的機関、政府にしてほしい支援がここにずらっと並んでおりますので、これをぜひ見てください。

次のページの「手続きの簡素化についてのコメント」を見ていただくと、全部読み上げませんけれども、とにかく窓口がばらばらになっている、非常に煩雑であるということが意見の中で多く出ております。飛ばしていただきまして、最後の改善してほしい点には「申請が多岐でわかりにくい」や一本化の話など、もろもろ出ております。この声を読むときに注意していただきたい点があります。

例えば事務手続など細かいことが苦手な起業家がこういうことを言っているわけではなくて、士業の中には自分で開業する方がいますので、そういった方も入っています。

士業の方から見ても面倒な、難しい内容になってしまっているということです。

最後の方に行っていただくと、会社設立には①～⑫のステップがあって、諸外国に比べても多いですが、実態で見ますと平均で7.65回、窓口に行っています。この7.65回役所に行くというのも、普通にいえば別にそれぐらいはあると思うのですが、集中力を持って企業の立ち上げをやっている者にとっては非常

に大変であるということでございます。

ですので、こういったものを役所が時間を過重に使わせるのではなくて、ゼロとはいませんが、極力スムーズに、ストレスなく会社設立の手続きができるようにして頂きたい。

一番重要なのは、会社をつくることは誰でもできるのですが、事業の立ち上げをして、軌道に乗せて、社員に給料を払って、よいサービスを提供することが起業の本分で、そこに時間を使わせてあげるべきと思います。

ですので、これは起業家のアンケート、私が直接、接している起業家の声、あとは自分自身の声でもございます。

起業家の実情は以上でございました。ありがとうございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

続きまして、freee株式会社の木本新設法人事業推進リーダー、よろしく願いいたします。

(木本freee株式会社新設法人事業推進リーダー)

freee株式会社の木本と申します。

私は、会社設立freeeという会社設立の補助をするようなサービスを提供しています。実際に画面もご覧いただきたいと思い、こちらから失礼いたします。

資料を最初から簡単に説明させていただきます。

まずは、弊社の紹介を簡単に済ませたいと思うのですが、3ページ目に「モールビジネスに関わるみんなが創造的な活動にフォーカスできるよう」と、まさに大久保さんのような創造的な活動をするような人たちをより支援できるように、逆に効率化できるところはシステムで効率化しようという形でいろいろなサービスを提供している企業でございます。

4ページ目も簡単にですが具体的なサービスを紹介しております。「クラウド会計ソフトfreee」もしくは「人事労務freee」など、バックオフィスを最適化するという、継続的に使われるようなサービスと、今回お話しさせていただく法人を設立するサービスの「会社設立freee」、そして「開業freee」、こちらは個人事業主の開業の手続きの補助をするサービスです。実際に、法人設立は月に250~300ぐらいの法人が「会社設立freee」を使って設立をしています。

5ページですが、弊社自身も自社のこれらのサービスを使って、設立ではなくてバックオフィスの最適化という面で、かなり業務効率化をしております。実際に紙でやるようなサービスを、技術を使うとより効率化できるのではないかと、紙の作業を効率化するのではなくて、抜本的にその業務を効率化するには、

全く違う方法で、例えば1つの情報を全ての書類に自動で転記するとか、効率良よくしかも安全にということを機械の力を使って進めるにはどうすればいいかを日々実践している企業でもございます。

次は今回の本題に入っていくのですが、7ページは、実際に会社設立に関して事前に調査をした結果です。先ほど大久保さんも、1つの書類を取り寄せるために10日かかったとおっしゃっていましたが、ほぼ1カ月弱ぐらいの時間を設立に使っています。また、設立にかかわる費用、つまり銀行、印鑑とか専門家に設立を依頼する費用を合わせると10万以上の金額を負担しているというような課題がありました。

次に「会社設立freee」というのは、法人設立には20ぐらいの書類が必要なのですが、その書類の作成の支援をするようなサービスです。機械のほうが正確に情報を入力するのが得意であったりするので、皆様も20個の書類に間違いなく名前と企業名を入れること自体も結構難しいと思うのですが、そういうところの支援をするようなサービスをしています。実際に画面を見ていただこうと思うのですが、皆様の正面にありますスクリーンをご覧ください。

サービスには、大きく3ステップ、情報を入力する、準備をするための「入力（準備）」画面と、実際に設立手続をする「設立」画面、そして設立後も手続があるので、そのフォローをする3つ目の「始動（その後）」という画面があります。

まず「入力（準備）」の画面です。このように必要事項、20種類の書類とはいっても、結構書類に記載する内容は重複するのです。ですので、このあたりの情報を入力するだけで、あとは情報が自動的に書類フォーマットに入れて出力されるという形になっています。

次に行きましょう。実際に設立するというフェーズ、ステップに行くと、このようにPDF形式で、先ほどの文書が定款の形で出力されています。実際にこの内容を確認いただいて、ここから紙で提出する、もしくは電子で提出する場合は、行政書士に依頼して電子定款の認証の代行をしてもらうような形になります。その認証の代行も、基本的に反映される部分は固定ですので、本当に必要な部分はちゃんと確認するという形で専門家による代行作業の費用も抑えられているような形になります。

あとは細かくは割愛しますが、公証役場にこれを持って行ってくださいと。次に法務局でも、この7つの書類を持って行ってくださいと。この画面に従って進めるだけで法人設立は完了するという形です。

最後のステップは割愛しますが、登記自体は2つの役所、登記後は3つの役所に書類を出さないといけない。それも同様にカバーしているような形になります。

最後、また資料に戻っていただきたいのですが、それでは、今できていることとできていないことを簡単に紹介させていただきます。11ページ、入力や準備の部分です。弊社のサービスでも必要な書類、例えば電子広告の準備とか印鑑証明取得の確認、会社印の手配はできたり、それらの準備をしてくださいねという案内はできるのですが、これらを取得すること自体は起業家の負担になっていることには変わりありません。設立に関しても、入力した情報を各書類のフォーマットでダウンロードできるとか、わかりやすくということでは可能です。行政手続に関しても、ここにこういうものを持って行ってくださいということとか、銀行口座の連携のあたりはできているかなと思ってはいます。

最後、いまだ残る課題のところなのですが、登記準備段階では、準備物はオンラインで入手するしかなく、そこでリードタイムが生じてしまいます。設立手続きの部分に関しては直接持っていかないといけないとか、実際に公証人の方からのフィードバック自体は、内容自体は問題ないが語尾がこうではないほうがいいけれどねみたいな些末なフィードバックを受けて修正して再訪しなければいけない経験をしている方がいたり、そのような手続きで結構調整作業や負担が多いのが実際です。最後、登記後は、役所に3つ行かないといけない。地域や条件により4つ以上だったりするのですけれども、同じ書類を提出するのに、管轄が違うという理由でいろいろな行政窓口を持っていかないといけないという、ワンストップで完結しないところは大きな負担かなと考えています。

少々長くなりましたが、弊社としてはこのあたりが現状かなと考えております。ありがとうございました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

木本様、どうもありがとうございました。

続きまして、法人設立のオンライン・ワンストップ化に向けた課題及び見直し案につきまして、事務局から御説明をいたします。

(川村日本経済再生総合事務局参事官)

お手元の資料3「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて」をごらんください。

3ページ目「世界銀行”Doing Business”とは何か？」でございます。日本再興戦略におきまして、成長戦略のKPIとしまして、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、先進国で3位以内を目指すというのが位置づけられております。これは総合のランキングとともに分野別のランキングがございまして、その中に法人設立というのがございます。

4ページ目でございます。10月末に2018年版のDoing Businessが公表されま

した。2017年版はOECDの中で26位でございましたけれども、2018年は24位となつてございます。この中で法人設立はOECDで31位であったのが32位に1ランク低下をした状況でございまして、35カ国中32位という水準でございまして、これは手続数が多い、手続日数が長いというのが順位を下げて原因と言われておりまして、これを改善するのがこの検討会の目的でございます。

6ページ目でございます。越智副大臣から御紹介がございましたけれども「デジタル・ガバメント推進方針」で、行政機関内部のBPR、行政手続・民間取引のIT化に当たりまして3原則が掲げられております。デジタルファースト原則、コネクテッド・ワンストップ原則、ワンズオンリー原則といったものを踏まえながら政府は取り組んでいく必要がございます。

7ページ目をごらんください。「未来投資戦略2017」におきまして、法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにすることが閣議決定をされております。これを受けまして、検討会を夏から進めて今日に至っております。

9ページ目をごらんください。我が国の株式会社の設立手続の概要でございますけれども、先ほどfreeeの木本さんから御紹介がありました登記前の定款認証から登記後の各種手続がございまして、こちらで赤字の白抜きのものでオンライン化できていないところでございまして、まず、定款認証でございます。こちらはオンラインで申請をすることができますが、その場合であっても面前で確認をしなければならないというところが残されております。また、法人の設立登記につきましても、いわゆる会社の実印も紙で提出をしなければいけないことになってございまして、そこから会社の登記手続に通常1～2週間かかると言われておりまして、それが終わってから登記事項証明書を書面でいただいて、それ以降の手続に使う。それ以降の手続が各種ばらばらに取り組まないといけないところで、ここもオンライン・ワンストップで処理するようにするというのが今回必要なことでございまして。

10ページ目をごらんください。検討を進めていく中で課題が4つございました。1つ目が先ほどの公証人の面前での認証、2つ目が登記申請受付後の処理期間、3つ目が印鑑、4つ目がばらばらのオンライン申請でございまして。

最初の面前での定款認証、11ページ目をごらんください。株式会社の原始定款、最初につくる定款につきましても、紛争の防止という観点から、定款の真正性、ちゃんと本人が申請をする意思があるかどうか、また、それが会社法などにはなっているかどうかという観点から、公証人による認証を必要とされております。これは会社法で規定されているところでございまして、さらに電子定款、オンラインで申請するものであっても、公証人の面前で定款にあるものが自分の電子署名であることを自認しなければならない。これは公証人法で規定

されているところでございます。

こういったことがございますけれども、先ほど大久保社長からお話がありましたが、起業家にはとにかく早く会社をつくりたいというニーズがございます。そういう中でわざわざ公証人役場に出向くというのが重たい負担になっている部分でございます。これを最新の技術を踏まえた、より合理的な方法で見直すことが急務ではないかということでございます。参考としまして、英国ではモデル定款を採用して、24時間以内の処理を実現しているような事例もございません。

12ページ目をごらんください。見直し案というところで、電子署名というのは、今、印鑑が技術的に非常に信頼性が落ちてきている中で、逆に高い信頼性が確保されているものでございます。また、会社法に基づきました定款の適法性につきましても、先ほどfreee様から御紹介があったような形で、今、モデル定款といいますか、簡単な形で定款がつけられる状況になってございますので、そういったことを参考にしながら、まず電子署名を付された電子定款につきましては面前での確認を不要としてはどうか。さらに、モデル定款を活用しました電子定款については公証人による確認を不要としてはどうかということを提案させていただいております。

13ページ目をごらんください。登記申請の処理時間の短縮化でございます。現在、登記所におかれましては、オンライン申請であっても申請を受け付けた後、紙で印刷をして目視をすることがされてございます。そこを「調査」というところで書類の不備、また書類間の論理的整合性を目視で確認して、さらに最後ダブルチェックをするという形で審査をされております。ここをいかにスピードアップしていくかが必要ではないかと考えております。

14ページ目をごらんください。先ほどモデル定款ということをお説明させていただきましたけれども、モデル定款などを活用いたしまして、確認すべきことを定型化して、まず処理時間をスピードアップすることができるのではないかと。2つ目に、先ほどfreeeの木本さんからも御紹介がありましたけれども、人間が目視でやっていることを機械がすることができるという技術的な状況になってきてございますので、機械判読可能な形で申請をいただいて、事前審査システムなどを開発して、完全に自動化して即時で審査を完了できるようなものをつくり出してはどうかということでございます。これは、人は人にしかできないことをやって、機械ができることは機械にやってもらうということで、事業者側の負担の軽減と法務局側の働き方改革にもつながるのではないかと考えてございます。

15ページ目をごらんください。会社の代表者印の書類の提出でございます。現行の登記制度でございますが、印鑑を押した申請書を登記所に提出をして申

請をします。オンラインの場合であっても、電子署名で申請をした後で、印鑑を提出する必要がございます。少し参考にさせていただいておりますが、特許の出願でございます。特許は、紙の場合は印鑑だけ、電子の場合は電子だけという形で整備がされてございます。

16ページ目をごらんください。こういった形で考えますと、この登記の手続についても紙の場合は印鑑、オンラインの場合は電子署名ということで、オンラインで申請する方については印鑑登録を不要とするということをしてはどうかと考えてございます。同時に商業登記、会社の電子証明書を普及することとセットで考えていくことが重要ではないかと考えてございます。

17ページ目をごらんください。最後に、オンライン申請システム上の課題でございます。現行、この会社設立手続をするためには4つのシステムからそれぞれ申請をする必要がございます。1つ目が法務省関係の「登記ねっと供託ねっと」で定款認証と会社設立の手続の関係でございます。ほかに国税の「e-Tax」、地方税の「eLTAX」、さらに厚労省関係がまとまっております「e-Gov」の4つをそれぞれしないといけないということがございまして、手間、そういったコストを考えまして、メリットを上回って申請が行われていないのではないかと考えてございます。これをワンストップで実現をすることが必要ではないかと考えてございます。こちらにつきましては、マイナポータルを活用して検討することができるのではないかとということで、現在、技術的な面を各省庁と精査を進めているところでございます。

最後のページをごらんください。登記事項証明書を各手続でそれぞれ提出することが求められるということをご冒頭、御説明をさせていただきました。こちらに関しましては、法務省様のシステム開発の中で、行政機関の中でバックヤードで情報連携をすることによって登記事項証明書の添付を省略するという取り組みを進めてございまして、こういった取り組みを進めていくべきではないかと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、法人設立手続オンライン・ワンストップ化で座長を務めていただいております大杉教授から一言お願いいたします。

(大杉中央大学法科大学院教授(法人設立検討会座長))

中央大学の杉でございまして。ことし9月に立ち上がった法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会の座長を務めております。これまで3回開催し

たわけですけれども、法人設立をやりやすくするということが、日本を世界一ビジネスをしやすい国とするための鍵であるということを感じております。

そして、きょう検討会の委員にお越しいただいておりますけれども、検討会では皆様から貴重な意見をいただくとともに、多くの府省からも関係者の御出席をいただき、大変熱意のある議論がなされております。

現在、各府省でばらばらの電子申請システムをつくっていて、利用者にとって利便性が低いというのはよく言われていますが、そこに横串を刺していこうということで、前向きな方向は共有されております。

ただ、問題はございまして、日本の起業環境に限界を感じて、シンガポールに出て行ってしまったという事例も実際に検討会で伺っています。以上を踏まえ、利用者目線、民間目線で本日御議論いただければと思います。

以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

続きまして、法務省から、今後の対応について御説明をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

(山下法務大臣政務官)

それでは、法務省をまず皮切りとして私から。

法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会におけるこれまでの議論を整理していただきましてありがとうございました。

ここまでの話を、政府戦略である法人設立のオンライン・ワンストップ化の重要性も、本当に私も再認識しているところでございますし、また、これまで政府に入る前、越智副大臣のお知恵をいただきながら進めてまいったところでございます。法務省になりましても積極的に取り組んでいきたいという思いを強めたところでございます。

法務省にとっては、オンライン化は重要な施策でございます。これは登記を初めとする業務にIT技術を取り入れ、業務のさらなる効率化を図っていく。これはそうするつもりでございますし、また、電子署名も積極的に活用し、政府戦略を着実に実行していくという決意でございます。

例えば、登記申請の処理時間につきましては、登記をとるのに10日もかかった、2週間もかかったという御指摘がありましたけれども、この点につきましては、今後IT技術を取り入れ、不断に登記審査の処理時間の短縮に努めてまいりたいと思っております。

他方で、取引の安全と円滑を図るという点からは商業登記は根本規範でございますから、この機能を維持するという点においては、人間による確認を完全になくすことはなかなか難しいであろうと考えております。

また、会社代表者の印鑑届出の任意化。これにつきましても、現実の社会において、会社代表者の代表印は誰が持つのかということが大変問題になるような場面が多々ございます。会社代表者の印鑑が経済取引において果たしている役割といったことにも留意しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

他方で、このオンライン・ワンストップ化を適切に進めていくためには、多角的な観点から検討することが必要でございます。

そして、このような観点からのオンライン・ワンストップ化検討会のこれまでの議論について、若干の私の所感を申し上げたいと思います。

まず、法人を設立する際の定款認証手続の自動化、または極端な簡略化ないしその一部撤廃についての議論につきまして、この点については簡略化が進めば起業が簡単になる。そして、経済の活性化がもたらされるであろうといった光の部分もありますけれども、他方で影の部分として、ダミー会社やトンネル会社の乱立を招きかねないということも指摘申し上げなければなりません。

私は、実は議員になる前は東京地検特捜部に勤務しておりました、ケイマンアイランドであるとか、アメリカでもネバダ州であるとか、お金さえあれば簡単にできるような法人のさまざまなダミーやトンネルを利用して、これがマネーロンダリングや脱税に利用されているというのを実際に経験しております。

また、昨今の報道でも、例えば英領のケイマンアイランドなどを利用したパナマ文書の問題などが指摘されており、実際にFATF、つまり金融活動作業部会においてもダミー会社の悪用の可能性についてしっかり取り組むべきだということが一方で指摘されている。これは国際社会からの要請でもあります。

また、定款認証。この定款というのは一回性の取引と異なって、会社の根本法規でございますが、この定款認証が会社設立の適法性をしっかり審査するといった部分。これが仮におろそかになってしまった場合には、法律実務家としての観点から申し上げます、設立無効、会社不存在といった重大な法的効果が発生する。その結果、会社設立に関する行為や、会社としてした行為が全て無効になるということで、取引関係を持つものが重大な損害を被るということ、取引の安全を害するということになりかねないということは留意しなければならないと思っております。

国民の安全で安心な暮らしと、経済社会基盤確保という観点から、本来社会を豊かにする改革が、社会の困難を結果的に招くようなことにならないように、我々法務省としては責任を持った議論をしなければならないと考えております。

他方で、やはり法務省としてもオンライン化は重要な施策であるということ  
は重ねて申し上げたいですし、政府戦略につましても、先ほどの御意見をしっ  
かりと受けとめながら、着実に実行していくということは私も政務官として重  
ねて申し上げたいと思っております。

以上、所感を述べさせていただきましたが、本日はオンライン化を進めると  
ともに、国民の安全で安心な暮らしを守るという観点をも踏まえて、活発な議  
論を承りたいと思っております。

ありがとうございました。

(小野瀬法務省民事局長 法務省の民事局長でございます。)

まず初めに、私のほうからも越智副大臣、小林会長並びに本日の構造改革徹  
底推進会合及び法人設立オンライン・ワンストップ化検討会に携わっておられ  
ます有識者の方々、関係者の方々に御礼を申し上げます。

ただいまの山下政務官からの発言を踏まえまして、さらに個別の論点につ  
きまして少し事務局として御説明させていただければと存じます。

先ほど論点の整理が事務局のほうからございましたけれども、これまで法務  
省の施策に関連するものとしたしましては、電子定款の認証、登記申請の処理  
時間、会社代表者の印鑑届出の任意化などが議論されてまいりました。

このうち、まず、電子定款の認証につきましては、公的機関がしっかりと責  
任を持って行わなければならない、経済のインフラとなる業務であると考えて  
おります。

定款は御承知のとおり、会社の根本規範を定める書面あるいは電磁的記録で  
ございまして、商号、目的、発起人の氏名といった不可欠な記載事項のほか  
に、通常その会社の機関設計ですとか、株式配当等に関する重要事項が記載  
されるものでございます。

定款認証制度は公証人が設立登記に先立ちまして、定款の作成、存否、及び  
その記載内容の適法等につきまして、確実性及び明確性を確保し、これら  
をめぐる紛争や不正行為を防止するという重要な役割を果たしており、経済活  
動を支える法的インフラとして機能しているものでございます。

この定款認証でございますけれども、大きく分けまして、定款の真正性の担  
保、また、法令の適法性の担保といった機能がございます。

このうち、面前確認を行うことによりまして、本人確認書類等を確認して、  
公証人の面前で真正を自認させるという手続によりまして、なりすましです  
とか、先ほど来話が出ております不当な目的による会社の設立を防止する  
というふうにつながっておりますし、また、会社の定款の原案が会社法の規定  
に適合しないようなときに、どのような記載に修正することが発起人の真意に  
沿うの

かといったことも確認しております。

また、適法性の審査でございますけれども、定款が会社の根本規範でありまして、これが違法となって、設立登記申請が却下されて、株式会社が不成立になったりいたしますと、起業家のみならず、起業家以外の株主や取引関係者に混乱を生じさせて、取引社会に非常に大きい影響が及ぶということからも、極めて重要な機能を有するものだと考えております。

また、会社法におきましては、定款の自治を広く認めておりまして、利害関係者のきめ細やかなニーズに沿った株式会社の内容を許容しております。こういった制度のもとで、標準といった定款の内容を法的に、法律上規律することにはなかなか困難があるのではないかと考えております。

このように、定款認証につきましては公的機関が引き続き責任を持って行うべき個別性及び専門性が高い業務と考えておりますけれども、IT技術を取り入れまして、その業務の効率化を図るなどして、質を高めていく必要があると考えております。

また、登記申請の処理時間につきましては、法務省といたしましても、起業の促進等の観点から、その迅速処理の重要性は認識しております。そのため、CIOの連絡会議におけます登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプランに基づきまして、本年度中にこの会社の設立登記の優先処理を開始いたしまして、原則として3日以内に登記を完了することとしております。

また、今後デジタルファーストを促進する観点から、例えば設立登記の申請がオンラインで完結するといった場合につきましては、さらなる時間短縮の余地がないか検討を進めてまいりたいと考えております。

ただ、会社等の信用維持を図りまして、取引の安全と円滑を図るという商業登記の目的からいたしますと、やはり登記された内容の真実性を確保する観点から、人間による確認なしに、システムのみで登記を完了させるということはやはり難しいと考えております。

法務省といたしましては、今後IT技術を取り入れて、登記の審査業務のさらなる効率化を図り、不断に処理時間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

最後に会社代表者の印鑑届出の任意化でございますけれども、検討会ではこの印鑑の届出を任意にしてはどうかという議論がされております。法務省といたしましては、そういった議論も踏まえまして、この点については適切に対応してまいりたいと考えております。

以上が私、事務方からの個別の論点に関する概括的な説明でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

以上、関係省庁及び民間事業者の方々からいただいた御説明を踏まえまして、これから自由討議とさせていただきます。

それでは、最初に経団連、日本商工会議所、新日本経済連盟からそれぞれ資料もいただいておりますので、順番に御発言をいただければと思います。

まず、経団連の根本常務理事からお願いいたします。

(根本日本経済団体連合会常務理事)

御指名ありがとうございます。また、このような機会をいただきありがとうございます。

参考資料1を用意したのですが、ほとんどのパートがこれまでの御説明と重複しておりますので、ごく簡単に申し上げます。

私ども経団連は、生産性の向上とイノベーションの創出を非常に大きなターゲットとしております。

その中で、今回の課題である法人設立は非常に重要なターゲットになり得ると判断しており、この分野の手續の改善を通じて、政府が定めた「先進国3位以内」というKPIをぜひ達成していただきたいと思っております。

ただし、そのためには非常に大きな改善が必要だと理解しております。具体的な改善策につきましては、ここでの議論にもございますとおり、ビジネス環境ランキングと世界電子政府ランキングの上位国家は、実は似通ったところがございますので、電子行政の推進がその一助になると類推されるところです。

その電子行政の進め方につきましては、この場でも何度も出てきております、いわゆるデジタル3原則の徹底が重用であろうと思っております。既に政府で決定をいただいていると理解しておりますが、「デジタルファースト」「コネクテッド・ワンストップ」「ワンスオンリー」を徹底していくことが何よりも重要なターゲットになるだろうと思っております。

法人設立に関する課題は、既にこの場でも整理をいただき、私どもの感覚もほぼ同じでございます。やるべきこともほとんど提示されていると考えております。私どもとしましては、オンライン・ワンストップ化の実現により、手續がデジタルで完結できることを強く望んでおります。それなしには、KPIになっている3位以内の達成は難しいのではないかと考えているところでございます。

法務省からも具体的な改善点の提示がございましたが、デジタル三原則の徹底という観点からしますと、もう一段の工夫をお願いしなければいけない状況であろうと考えております。

デジタル三原則を徹底しながら、法務省が懸念するさまざまな課題を同時に

解決していく手段をぜひ御提示いただきたい。私どもは現在の技術水準からすれば、完全自動化による即時登記や、法人登記情報に関するワンスオンリー原則の実施が将来的には当然可能になるのではないかと考えております。それを目指して、ぜひ新しい手続のあり方、検証のあり方、日程のあり方を進めていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、日本商工会議所の朽原理事、お願いいたします。

(朽原日本商工会議所理事)

日本商工会議所でございます。きょうは貴重な発言の機会をいただきましてありがとうございます。

お手元に参考資料2ということで、資料を配ってございます。

1ページ目をご覧ください。まず、中小企業の立場から少し発言させていただきます。

御案内のとおり、足元の中小企業の経営課題は、加速度的に進んでいる廃業でございます。日本にとって国力を維持、発展させていくためには、この状況を、事業承継あるいは創業によって、右肩上がりに戻すことが必須でございます。また、外国企業による対日投資が進まない一つの理由に、行政手続があると言われておりますので、この問題は、日本にとって重要な産業政策であると捉まえてございます。

2つ目の◆にございますとおり、もう一つの中小企業の足元の最大の経営課題は“人手不足”でございまして、現状、6割の中小企業が訴えてございます。毎年5ポイントずつ上昇しており、来年は恐らく6割5分の企業が人手不足を訴えるのではないかと考えてございます。

こうした中で、官民双方の働き方と生産性向上を実現していくということが大きな政策課題でございますので、この観点からもぜひ、行政手続の簡素化を進めていただきたいということでございます。

2ページ目は「目的の再確認」と書かせていただきましたけれども、先ほど経団連の根本常務理事からも御発言がございましたとおり、前に向かって進めていくということが既に決定されているわけでございます。しかし、議論を進めていけばいくほど後ろ向きの議論が発生してまいりますので、ぜひ、前に進めるという観点で議論を進めていただきたいと思っております。

とりわけ(3)に書いてございますとおり、本日の会議のために幾つか事業

者にヒアリングを行いました。法人設立の際に複数回提出することになる書類のうち、取り寄せや作成に手間やコストがかかるものは何か、と尋ねたところ、「登記事項証明書」が一番の負担であるという御意見がございました。

証明書を取得するのは決して無料ではございませんし、窓口にも行かないといけないということでございます。

これらを踏まえまして、4ページでございますけれども、3点お願いでございます。

まず(1)でございますが、定款認証につきましては、公証人による事前確認が必要でして、これが物理的にオンライン化できない大きな障害になっています。したがって、標準定款例を用意するなどの措置を講じることを条件に、廃止もしくは登記所への届出制とすることで、規制緩和をお願いしたいということでございます。

(2)で印鑑証明でございますけれども、日本では印鑑文化というのが根付いてございますので、一気に電子証明書を使用することに統一されると、これを使わない、あるいは付いていけない中小・小規模事業者というのが存在します。したがって、印鑑制度は残しつつ、電子証明書も使えるといった、選択肢を増やす形での改革のほうが合理的であるといった声もございますので、ぜひ御配慮いただきたいと思っております。

(3)でございますけれども、添付書類を、行政の手続のために、民間側が何度も手数料を支払って入手して、行政に提出するというのは極めて不合理であると考えてございます。行政間のバックヤードで連携することによって、窓口のワンストップ化、あるいは添付書類を徹底的に削減することをお願いしたいと思います。

商工会議所からは以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、新経済連盟の関事務局長、お願いいたします。

(関新経済連盟事務局長)

発言の機会をいただきありがとうございます。

新経済連盟は参考資料3でございます。

3ページ以降はことしの4月に意見書として当連盟から出させていただいた内容でございます。

詳細にわたりますので、そのうちポイントになるところをピックアップして、本日は1ページ目と2ページ目を使って説明したいと思います。

まず、KPIについての考え方なのですが、法人設立の点でいうと、例えばエストニアは18分でできるということですので、その処理スピードという点に特に着目して、世界最先端の国になるという意味でKPIを設定するというのも考え方としてあるのではないかと思います。

また、それを達成するという意味で、事務局からの提案というのは最低限必要不可欠な事項で、非常に合理的かつ実現可能なものだと考えております。

逆にいえば、これすら実現できないということであれば、世界で一番ビジネスしやすい国の達成というのは絶望的なのではないかと考えております。

2ページ目です。そういう意味で、公証人の面前確認も含めて、対面原則・書面交付原則・押印原則の撤廃ということを必ずやっていかなければならないと思います。

また、御案内のとおり、対面原則等の転換というのは、官民データ活用推進基本法と、これに関連して設定されている基本計画、あるいは、そのデジタルファーストという形で、政府方針として位置づけられているというふうに認識しております。

さらには、技術の進展が行われております。データの自動処理で業務の自動化を図るということなど、いろいろな形での技術の利用ができると思いますので、規制制度そのものの必要性あるいは従来の業務のあり方を抜本的に見直すという考え方で対応していくことが不可欠だと考えております。

先ほどの法務省さんの説明に関連して、付加的にコメントをさせていただければ、例えば取引の安全の要請というのも納得できるものでございますけれども、そういったものを担保しつつ、諸外国のほうでは業務の効率化を図っているという状況だと思いますので、これはゼロイチの議論ではないだろうと思います。やれるところはやる、改善できるところは改善するというところだろうと思います。

創業手帳様のほうから先ほどお話しされていましたが、定款はある意味定型化されているという実態がありますので、そういった実態も踏まえて、先ほどの事務局の提案の方向もあるのではないかと思います。

また、なりすましとか不正目的設立を見抜くという意義があるという御説明がありましたけれども、これが本当に対面、面前でないといけないのかといったところも含めて、抜本的にそこを検討すべきだと思います。

そういう意味でBPRという観点でやっていくべきだと思いますので、現状その定款認証等において行われている具体的な作業の内容とかチェックポイントを深掘りして分析した上で、その必要性や意義について見直していくべきだと思います。

最後に、民間によるAPI活用とその促進もぜひ検討の中に入れていただきたい

と思います。  
以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

あとは約30分ございますので、自由に御発言いただければと思います。

今まで関係省庁、有識者の方々、経済団体の方々から御説明がありましたけれども、川田副社長あるいは規制室、IT室の小林会長もいらっしゃいますので、御自由に質問なりコメントなりいただければと思います。

川田副社長、お願いいたします。

(川田JXTGHD株式会社取締役副社長)

川田でございます。よろしくお願いいたします。このような機会をいただきましてありがとうございます。

私は規制改革推進会議の行政手続部会の専門委員を務めておりまして、事業者側の視点から行政手続、およびそのコストをいかに削減するかについて取り組んでおります。もう一つ、実は会社で長く法人設立の実務を担当し、最近まで法務部門を管掌しておりまして、まさにグループ会社の法人設立の手続を実際に見てまいりました。こうした2つの立場から、一言意見を申し上げたいと思います。

只今申し上げた通り、私自身は若いころに法人設立、グループ会社販売子会社の設立実務を担当したわけでございますけれども、その際は地方の公証人役場に出向きまして、定款の認証を受けるということをしました。定型的な定款であるにもかかわらず、公証人の方からの指摘によって、ささいな修正をさせられるという経験も実際ございます。そのような経験を今、思い出しまして、今も余り変わっていないのだなという印象を持った次第であります。

法務省の御説明をお伺いすると、なるほどという点もございしますが、定款認証や商業登記の手続は裁判のような司法手続の延長線上、すなわち厳格な対面主義、厳格な書面主義に基づいて行われているものかと。

私の新入社員時代は40年以上前でございますが、この点については最近においても余り変わっていないと感じざるを得ません。

先ほどfreeeさんのデモンストレーションでもあったように、これは法律上問題がないという前提ですが、定型的な定款については、会社設立のソフトウェアで簡単にできる時代でございます。

事務局の御提案にありますように、このような技術革新を踏まえた登記審査の自動化であるとか、定款認証の簡素化、不要化というものは検討に値する

と思いますので、ぜひ実現していただきたいと考えております。

繰り返しになりますが、行政手続見直し、行政機関そのものの効率化、合理化に加えまして、民間事業者の生産性向上という波及効果が期待できる分野でございます。

制度の安定性あるいは真実性の確保が大事ということは重々承知しておりますが、技術が大きく変化する中で、既存の制度や手続を時代の流れに合わせて見直すことも重要ではないかと思う次第でございます。

法務省におかれましても、技術革新を最大限に取り込むような前向きな検討をぜひ事業者の立場からもお願い申し上げたいと思います。

私からは、以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

あとはいかがでしょうか。

IT室の向井審議官、お願いいたします。

(向井内閣官房内閣審議官)

何といいますか、まだ非常に議論に間があるようでありますので、その間を埋めるという意味でも、IT室ではワンストップ、ワンズオンリーという原則を立てた立場からも申し上げたいと思います。

法務省さんから資料4でいろいろな反論がなされているわけでありましてけれども、ぜひ教えていただきたいのは、海外の状況で、ドイツ・フランスにも公証人が関与しているとお書きになっているのですけれども、一体どのように、実際対面でやっているのか、どれぐらい時間がかかっているのか、このような国がどの程度全体として起業に時間がかかっているのかということも含めて言っていたら、海外と比較する意味があるのかと。やっている、やっていないではなくて、どのようにやっているかがむしろ重要であろうと感じました。

2ページに「面前確認の意義」というのがあって「公証人の義務」で「相当の考慮をしたか否か」というのはやや時代おくれかと。相当の考慮をしないと株式会社が設立できないのかというのはやや疑問があるというか、相当の考慮をしようが、思いつきでつくろうが、そんなものをつくる者の勝手でしょうという気がするものですから、これはやや前時代的な、官が上というのが見えたような文言あるいは考え方ではないかという気がいたします。

その次に電子定款の面前の真正性の問題、本人確認という問題は、個人でも法人でも非常に難しい問題がございます。

個人の場合は基本的には本人を確認して、それで書類を発行しているという

のが事実なので、これはむしろ法人の性質がどうかという問題ではないかと。要するに、法人と個人をどの程度結びつけるのかというところは議論の余地があるのかと感じております。

したがって、面前以外にそういう手段が本当にあるのかないのかというのの一つあるでしょうし、本当に面前というのが法人というものを考える上で、どういう法人を、どういうものかと考えるという考え方によって、ここのところは変わってくるのかという気がいたします。

それから、もう一つ。電子署名の確認機能を代替できないというか、電子署名自体は面前のほうに係るのとはちょっと違う部分があって、例えば、個人の場合の公的個人認証でも、カードを貸したらどうするのかという、その場に本人がいるという確認は必ずしもできない仕組みになっているのは事実です。

これは電子的にやる場合には、そこのところはある程度目をつぶらないと電子的にはならないので、それで何といいますか、それ以外の余地もないわけではないのです。銀行がやっているようなワンタイムパスワード的なものもないわけではないですが、いずれにしても、ここのところは何といいますか、むしろこのIT化の鍵でありますので、個人の場合は公的個人認証というのができて、これを今後どう発展させるかという話になりますけれども、法人の場合は民間で電子署名法というのがある、民間でやっているのがありますが、結構高かったり、必ずしも便利でなかったりというのがあります。

この法人の電子署名を今後どういうふうに進展させるかというのは非常に重要であって、安価で便利な認証制度を、この法務省のやっている電子署名がやることを期待しますが、一方で確認する手段がいまいちよくわからないという御指摘がいろいろな方面から出ております。

公的個人認証というのは、この公的電子署名を送りますと、署名を受けた人間が公的個人認証をやっておりますJ-LISという機関に確認をとるというスタイルになっていて、その確認がとれればそれで「問題なし」という話なのですが、私もここところは詳しくわかっていない、知らないところがあるのでぜひ教えていただきたいのですけれども、その法人署名の場合は、来たものをどこで確認していいかわからないという声が結構あるといろいろなところで聞きましたので、この辺をぜひ教えていただきたいと。

その上で非常に使い勝手のいい電子署名にしていけば、ここに書いてありますように、社会において確立しているのかという話については、むしろないから確立しようがないので、そういう便利な電子署名が出てくれば確立していくだろうという話です。むしろ電子署名を切りかえていこうという話です。

それから、次に定款認証の適法性の審査で、いろいろそれぞれの議論が話されていますけれども、ここで公証人による審査と、登記所による審査と、こう

違うのだという御指摘がありますけれども、これは民間の立場からすれば、公証人であろうが登記所であろうが、そんなものは知らないから1カ所で簡単にさっさと審査しなさいという話になるわけです。ですから、そのところは、それに対してどういうふうにお答えされるのかというのはよくわからない。民間から見れば、公証人も登記所もどちらも官であって、違う必要など何もないわけです。民間からすれば、それだったら登記所に公証人がいて、そこで電子署名を受けつけて1日でやればいいではないかという話になるわけです。

ですから、それに対するお答えというのがあるのかないのかという話があるのかと思います。そういうことを細かく詰めていけば、もう少し議論がみ合ってくるのかと。

それから、テクニカルな面で言いますと、もちろん印鑑については、今や3Dプリンターがありますので、印鑑の印影さえあれば偽造はすぐ簡単にできる。したがって、印影自体はもう証拠能力は、テクニカルには確認能力が相当失せてきているというのは事実でありまして、これは個人も法人も、個人のいわゆる実印も、法人の印鑑証明も同じようになってきているのだろうということがありますので、もちろん、直ちになくなるということはないでしょうけれども、この印鑑証明に頼るという商慣習を徐々に改めていかないといけないのではないかと考えます。

以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

田和室長のほうから何かございますでしょうか。

(田和内閣府規制改革推進室長)

川田先生からもございましたけれども、規制改革推進会議では、行政手続部会を開催しておりますが、設立だけではございませんが、企業にとって生産性を上げるという観点から時間とコストに着目して、国税、地方税、社会保険、就労証明書、労務管理、補助金、調査・統計、許認可といったものを対象に、どこでどういうネックがあるのか改革を進めています。この取組は、生産性を高める鍵になるところがたくさんあると考えています。

例えば今、電子化が議論になっておりますけれども、電子化をやろうと思っても流れていかない。それから手間がかかる、コストがかかる、書式がばらばらである、

いろいろな地方でローカルルールがある、添付書類もいろいろな書類を要求されているにもかかわらず、それがどういう根拠になっているのかわからない、

といったことが山のように積み重なっているというのが現状でございます。規制改革推進会議では、策定された基本計画をフォローアップして、一つ一つボトムアップでしっかり議論しているところでございます。

きょうの議論も重なるところが多いのですが、IT時代に対応できていない電子化の改革が非常に重要で、KPIとボトムアップの改革とをちゃんと結合させないと、先ほどの3位というのは絶対に実現できないと考えております。その辺はぜひ協力してやりたいと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

小林会長、お願いいたします。

(小林会長)

半分感想なのですが、たしか4、5年前、クラウドコンピューティングがぐっと立ち上がったころ、うちの会社などでも「クラウドというのはみんながアクセスするからセキュリティ上すごく危ないのではないか」などと言っていた。それが今では、クラウドやシェアが当たり前のような社会になった。何事もそういう変化の速さを踏まえて考えなくてはいけないと思います。法務省の資料4の3ページで「このような変更を裏付けるに足る電子署名に対する評価が、社会において本当に確立しているのか。」という一文がありますが、「鶏が先か卵が先か」ではないけれども、むしろ社会のITリテラシーを上げるためにこそこういう制度変更を積極的に導入すべきだ、という方向性の議論を深めていただきたい。それから、まさに田和さんが言われたように、全体の構造やフローがはっきりしないまま一個一個の手続きをIT化しても、非常に反論が出やすいという実態があるので、先ほどの向井さんのお話のように、まずは世界が大きくIT化の方向に動いている中で、ドイツやフランスなどは具体的にどうしているのかというファクトファインディングをもう少し明確にやる必要があると思います。その結果、例えばエストニアで18分でできる行政手続が日本ではこれだけかかるというようなことがはっきりすれば、メガコンペティションの中で時間短縮の国際競争上のメリットのほうのが余程大きい、ということに民間から見れば当然なるかと思えます。その辺の御意見をお伺いしたいと思えます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

今、小林会長、向井審議官、田和室長、有識者の方々からいろいろな御質問、

コメントがありましたけれども、法務省のほうからコメント、御回答をお願いできればと思います。

(小野瀬法務省民事局長)

それでは、幾つかの点について申し上げたいと思います。

ドイツ、フランスではどのようにやっているのかといった御質問があったかと思えます。まず、ドイツにつきましては、定款につきましては公正証書でそもそもしなければいけないとなっております、そのためには面前確認が必要だという制度になっていると承知しております。ただ、私どもの調査の中では、現段階では登記にどのぐらい期間がかかっているかというところまでは具体的には不明でございます。

フランスでございますけれども、株式会社の定款につきましては公正証書で行うと私どもは理解しております。ただ、現物出資の場合に限るという見解もあるようでございます。また、公正証書を作成する場合の電子署名は必ず当事者の面前で行うとされているようでございます。

フランスの登記の時間でございますけれども、書類に不備がない限りは24時間以内に処理されるというようにも聞いております。

以上がドイツ、フランスでございます。

あとは、真意の確認という点につきまして、先ほど少し御意見があったかと思えます。例えば今、定款の認証におきましては、Aという選択肢とBという選択肢が本来、会社法では両方は同時には選択できないという場合に、それが定款の原案で両方選択しているときには、どちらを優先するのですかと。Aの選択肢を優先するのか、Bの選択肢を優先するのかというところを確認するといったこともございますし、また、本当にその定款の中身をきちんと理解していらっしゃるかどうかを確認して、その後、定款の理解にのっとって、きちんと取引の行為が行われるかどうかというところも確認していく。そういう意味で、その後の取引の安全という観点から、真意を確認させていただいているということでございます。

あとは登記官が、結局、登記所において定款の適法性を行うのかどうかという点。その前に、電子署名の商業登記電子証明書の確認方法につきましてお話があったかと思えます。商業登記電子証明書の発行を請求するに当たりましては、現在は代表者の印鑑でございますけれども、代表者印の押印と、その印鑑カードの提示を求めているものでございます。そういったものが出ますと、その方にシリアル番号を交付するものでございます。

そうしますと、その方がシリアル番号を利用してインターネットで電子証明書を取得するというところでございますので、結局、電子証明書の発行を請求す

る人、それから、本人でなければ取得できないということを、そういった方法で担保しているものでございます。

あとは、定款の適法性を法務局が審査することの問題点は、現在、登記官は一定の事前の公証人による認証というスクリーニングを経たものを見ているわけでございますので、それがスクリーニングがないとなりますと、かなり登記官の負担が大きくなることになりまして、また、いろいろなやりとりで補正するような問題でも、なかなか難しい問題が出てこようかと思っております。

また、現在は定款の認証を行って、認証を得てから、さまざまな設立の手续が進むわけでございますけれども、最終的に登記官の登記の申請の場面でそれが問題になるということになりますと、それまでに手続をやっていた場合に、それがひっくり返ってしまうといったような問題もあろうかと思えます。そういう点で、まずは、事前に法的、専門的な知識を有した公証人が認証をして、その上で、登記官がその後に登記の申請を受けるといったような手続には合理性があるのではないかと、法務省としては考えているところでございます。

とりあえず、以上でございます。

(山下法務大臣政務官)

政務官の山下でございます。

まず、冒頭、私は政務官として責任持って申し上げますけれども、我々法務省もイチゼロと言うつもりは全くございません。これまでのように時間がかかるということに関して、よしとしているわけでは全くないということで、不断に検証をしていきながら、短縮化には努めてまいりたい。このことははっきりと申し上げておきますし、また、本日いただいた御意見は、本当に真剣かつ真摯に検討して、他方で取引の安全という、ゆるがせにできない定款という根本規範であるということを経験しながら検討しているということは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

その上で、諸外国の情勢を申し上げますと、小林会長から御質問がありましたが、一般論として大陸法の国は公証人の定款認証を要件としているようでございます。フランス、ドイツ、そしてイタリアは、オンライン申請が認められておりますけれども、他方で、その申請するものを公証人が作らなければならないという仕組みになっているようでございます。

英米法はどうかと申しますと、例えば、私はアメリカで法務アタッシュエをやっていた経験も踏まえて、手元にある資料を前提に申し上げますと、アメリカで最も会社が設立されているデラウェア州は、設立登記の添付書類は定款のみであるという前提であるのですが、他方で、オンラインによる文書の提出は認めていないということでございます。そして、登記に要する期間は通常10日か

ら15日、繁忙期には3、4週間であるということでございます。

ニューヨーク州も登記に要する期間が通常では7営業日。ニューヨークはオンラインによる文書の提出は可能であるという選択肢になっております。

カリフォルニア州につきましては、オンラインによる文書の提出は認められていないというのが現段階の情報でございますが、文献の中には登記手続の遅さを指摘するものがあるということでございます。

先ほど私が検事時代のお話をさせていただいたネバダ州については、つい最近のニューヨークタイムズのネット記事でも、「所得を隠す必要がありますか、パナマに行く必要はありません」という記事がなされており、その中で、ワイオミング州とネバダ州などは、実質的に設立の際にクエスチョンされることがほとんどないということが記事にもなっているところでございます。

イギリスにつきましては、オンライン申請が、公開会社はオンライン申請は当然ながらできません。株式制の私会社についてのみ可能だということになっておりますが、書面申請の場合には8～10日間という情報がございます。

こういった国際動向も見ながら、他方で、我々金融活動タスクフォース、FATFの勧告も無視できないものでございますから、それを踏まえながら、御指摘を踏まえてしっかりとIT技術を活用した迅速化に取り組んでまいりたいと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

よろしければ、事務局から若干御質問させていただきたいと思えます。

法務省の政務官のほうからまさに前向きなコメントをいただきまして、ありがとうございます。その中で、まさに我々としても、日本全体が世界でも最もスピーディーに起業ができ、かつビジネス環境が最もよい国にするということが成長戦略の根幹でございますので、そういう観点で世界最先端が何なのか、どうできるのかという観点でございます。

その観点で、先ほど事務局のほうから御説明いたしましたけれども、事務局のほうの御提案は、例えば公証人による面前の確認を全ての場合に不要にするということではなくて、まさにモデル定款をつくって、その場合には適法性とかについては相当程度リスクが減るでしょうから、むしろ一刻も早く法人設立をしたいという企業あるいはベンチャーのニーズに合うのではないかという思いです。その場合に、面前確認を不要にすることができないかということでございます。

法務省の御回答の資料4の5ページで、シンプルなモデル定款を用意すること自体現実的ではないとあって、アプリオリに否定をされていらっしゃいます

が、そこは専門家の方々の観点から、もちろん我々の標準定款という発想も、一つのものをつくるということではなくて、幾つのパターンがあるかもしれないし、場合によっては、例えば監査役会をつくるのかつくらないのかというオプションで選択ができるようにするとか、いろいろな組み合わせはあろうと思うのですが、モデル定款をつくって適法性が担保される蓋然性が高くなるようなものが実際にいろいろな組み合わせとかを考えた場合に、そういうことが全くできないものなのか、それとも、それはつくりようによってはできることなのかということ、専門家の大杉先生あるいは日ごろいろいろな電子的に申請をお手伝いされている大久保社長のほうから、何かコメントをいただければと思います。

（大杉中央大学法科大学院教授（法人設立検討会座長））

私の感触にすぎませんけれども、中小企業を設立するときだけでいえば、取締役会を置く会社と置かない会社、監査役を置くか置かないか、置くとしたら、監査権限をフルに持っているか、会計に限定するかといったオプションを設けておけば、100%とは言えませんが、90%近いニーズを吸収できるのではないかと考えております。

（大久保ビズシード株式会社代表取締役社長）

自分自身が会社をつくったときに、モデル定款は役所の運用で公認するかどうかというよりは、実際には既にみんな、ひな形を使っているのです。運用でいうとワードのひな形、可変部分を入れ込むエクセルのひな形などが一般的に広く出回っています。

起業家からすると、ゼロから凝ったものを別につくりたいわけではなくて、早く会社をつくって、さっさと事業の準備をしたいんです。今、大杉先生がおっしゃったようなパターンで、定款自体はそんなに多くのパターンはなくて、変える部分でいうと大体20項目ぐらいです。大概Excelみたいなものに改変の部分を入れて作ります。

先ほど、法務局の方からご指摘がありましたが、これとこれのパターンは併存できないみたいなものもありますが、自分の経験で言うと、パターン化できるので、freeeさんではないですが、非常に自動化しやすい性質なのかなと思います。

既にあるモデル定款を先に法務局様側で事前にチェックしていただけるのであれば、わざわざ役所の方が残業して見るとか、そういうこともしなくてよいでしょうし、もちろん起業家サイドにとっても非常にありがたいです。

あと、土業の方の現状を現場感でお伝えしますと、我々もそうだったのです

が、会社設立のときに、行政書士ですとか司法書士の力を借りるということが多いのですが、士業の方は、会社設立は余り儲からないのです。起業家はお金を持っていないので、本当に窓口を持っていくのは、高い料金はそうそう取れず、ほとんどサービスみたいな感じでやってあげて、大きくなったら例えば登記の変更とかそういうことで儲けさせてもらう、起業家の方も返していく、という感じがあります。

恐らくもうモデル定款というのは実質的にもう実は存在していて、それを役所の方に認識していただければ、自分がかかったような10日とかは一気に圧縮できるのではないかと思っております。

以上でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

木本さん、何かコメントはございますか。

(木本freee株式会社新設法人事業推進リーダー)

弊社としては、もう概念としてはモデル定款に近いものをユーザーさんに使っている状態なので、実際にそれで月に250以上の法人が設立されて、実際に認証も通っているという状況ですので、現実にはモデル定款を採用することは難しくないかなと思っております。

会社設立 freee以外の方法を自分で全部やっていく場合や、士業にお願いする場合でも、基本的には何か本とかに書いてあるものをコピーして、ちょっと変えとか、あとは士業の方でも、スタンダードなものは基本のテンプレートを活用しています。。本当に難しい契約や書類が必要なレアケースでは、専門家の意見に従って、ちょっと難しいというか複雑な書類をつくったりする場合がありますと聞いていますので、9割方はモデル定款でも問題がないという先ほどの発言には完全に同意いたします。

あと、もう一つです。実際に今、会社設立 freeeで電子認証をする場合に、行政書士の方にも確認・作業代行していただいているのですが、確認の部分は、基本のフォーマットをもとに確認できるので、確認作業のコスト自体も下がる。なので、実際に法務局さんのほうで確認をする場合も、モデル定款の確認の部分のコストは下がるはず。実際に難しいもの、モデルとは違うものはしっかり専門性を発揮して確認するという形を採用できれば、プロセス自体の合理化にも寄与するかなと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

一応、こちらからの御説明でも、企業の方によってはかなりつくり込んだ、凝った定款をつくりたいという方の場合には、もちろんそれは今の公証人の方が面前で整合性を確認することはそうなのだけれども、そうではない、標準定款のものをつくるのが、どのようなものをつくるのかは法務省とか士業の方々とかいろいろな方でよく議論をしながら、語弊のないようなものをしっかりつくることが、全くできないのかどうかについては、我々はできるのではないかという皆さんの御判断で、それをつくった上で、その場合にはもう公証人の面前での確認が不要になる、あるいは迅速な手続を原則自動的にできるように、そういうシステムの開発が今の技術革新ではできるはずなので、そういうことをできるように検討していくことができないかという思いです。ずっと御提案をさせていただいたのですけれども、今の御議論については、なぜこれが非現実的と思われるかどうかの理由を教えてくださいたいと思います。

(小野瀬法務省民事局長)

現実的ではないという表現が、本当に現実レベルとして会社法上問題がない定款を一つ作れるかどうかといった議論のような書き方だったものですので、少し趣旨を補足させていただきたいと思います。

今、モデル定款というものを作りまして、それを例えばそういった場合には、定款の認証を不要にすることになりますと、法制度の上で、ある内容の定款を作った場合には、法律上、特別の取扱いをすることになるわけでございます。そういった観点から、どのような標準的な約款が作れるかを考えてみますと、まず、例えば目的欄というように、どうしても自由記載欄というものを設けなければいけないのではないかなど考えているところがございます。これももちろん、目的についてはある程度、概括的な候補を作っておいて、その中から選択していただくといったようなやり方もあろうかと思えます。ただ、制度のあり方といいますか、制度上特別なものを作ることになりますと、やはり会社法の全体の中でそういったことが相当なのかどうかという観点も必要かと思っております。

やはり会社の目的といいますものは、取引の相手方への公示という意味もありますので、現実にも多くの会社で非常に具体的に目的を列挙していただいております。そういう点で、法務省としてもできるだけ目的としては、その会社の実情に応じて具体的に書いていただくほうが望ましいと考えているところでございまして、そういう点で、目的欄につきましては、やはり自由記載欄が相当ではないかと考えているところでございます。

また、選択肢につきましても、ある一つの選択をした場合に、会社法上、この選択をした場合には、どうしてもほかのパターンと違って特別の取扱いを受け

るのかといったような問題も出てこようかと思っております。例えば、取締役会の非設置会社において監査役を設けるか設けないのかという場合に、これはコンプライアンスという観点からすれば、監査役を置くというほうが望ましいと言えるわけでございます。ですから、一定の類型を会社法の中で許容している幾つかの選択肢の中で選んで、それを標準という形で位置付けて、それについて特別の法律上の取扱いを認めることとなりますと、その意味あるいは利害関係人の方々に対する影響などについても考慮する必要があるかなと思います。そういった点で、現実にはそういった選択をしている人が多いということで、そういった位置付けを与えられるかどうかという点につきましては、慎重に考えなければいけないと思っているところでございます。そういう意味も含めて、すみませんが現実的ではないという表現を使わせていただいたものでございます。

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

一応、もう一度、事務局のほうの御提案を確認させていただきますと、例えば取締役会を設置するか設置しないか、監査役会を設置するか設置しないかというのを、どちらかを標準にするということで私たちは申し上げたのではなくて、それについては一種のポップアップか何かで選択制を設けるなどということでパターン化をして、どちらが標準だということを表示せずとも、標準定款というのは作り込めば幾らでもできるのではないかなという思いで私たちは提案をしておりますし、今、大久保社長とか木本さんのコメントもそういうことではなかったかと思っております。

（小野瀬法務省民事局長）

今、私のほうは一つの選択の可能性について申し上げましたけれども、会社法上の選択というものはたくさんございます。そういった中で、その選択の中でどれを選択肢の範囲として取り上げるかということ自体がまず問題なのだろうと思います。

そこを会社法上、さまざまところで許容している選択肢を本当に全部取り込んでいくこととなりますと、これはかなり大変なシステムになってこようかと思っておりますので、その中で一体どれを、今、おっしゃったように選択肢を選ぶような事項として選ぶかにつきましても、なかなか切り出すということにつきましては難しいものがあるのではないかと考えております。

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

時間もなくなっていますので、もう一つだけ質問を事務局からさせていただきます

きますと、会社の代表者印の印鑑の書面提出を不要にできないかという提案につきまして、先ほど、冒頭の法務省さんからの御説明で、この提案についてはそういう議論を踏まえて検討していきたいという御発言がございましたけれども、具体的に、これについてはどのようなことがあり得るか、あるいはどのような検討をされているかということについてはお聞かせいただけますでしょうか。

（小野瀬法務省民事局長）

印鑑届出を任意化する場合でありまして、やはり会社の代表者であることを示すしっかりした電子署名を作っていただくことは、その後の登記申請の関係とか、取引の関係でも必要ではないかと思っております。

そうしますと、先ほど来、お話が出ていますとおり、現在、私どものほうでは商業登記電子証明書といったような制度を使っております。したがって、検討の方向性といたしましては、仮に印鑑を任意化する場合には、商業登記電子証明書のほうを使っていただく。こちらを申請していただくといった方向での検討はできるのではないかと考えているところでございます。

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

そうしますと、商業登記電子証明書を申請するということであれば、印鑑を提出しないことも検討可能だという理解でよろしゅうございますか。

（小野瀬法務省民事局長）

そういう方向では、検討は可能かと思っております。

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

ありがとうございます。

時間もなくなりましたけれども、あとはコメントはございますでしょうか。

木本様、お願いします。

（木本freee株式会社新設法人事業推進リーダー）

共通で持たれている目標に関して、1点補足させていただければと思います。

今、起業のしにくさ、しやすさで100位以下という状況にあって、この評価指標は何なのかみたいな話は余り話題に上がらなかったのが補足させていただきますと、世界銀行のランキングでは手続の数、日数、コスト、資本金の4つを均等に評価されます。その中で、日本は法人印鑑をつくることだけで、手続数に関してコストに関して、日数に関してネガティブに評価をされている

状態です。今回、3位を目指すというところを見据えられているのであれば、書類を提出する役所の数も含めてなのですからけれども、抜本的に手続数を減らすことを考えていかないと、今回の目標は達成できないのではないかと考えております。それと関連しますが今回、例に挙げられていたアメリカとかフランスも、必ずしもそこがベンチマークとすべきかというところも考慮したほうがいいかと思えます。というのは、アメリカは、起業のしやすさのランキングでいうと50位程度ですので、そういう他者、ほかの国がどういう評価をされているのかも含めて、恐らく今回の参加者の皆さんは世界銀行の評価で3位を目指すというところを考えたときに、もっと他者がやっているというよりも、この評価指標に対してどうアプローチしていくのかという観点を重視して、最終的に施策まで落としていけるのがいいのかなというところですよ。

ですので、評価指標の部分もぜひ考慮に入れていただければと考えております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

大杉先生、川田副社長、何かございますか。

(大杉中央大学法科大学院教授(法人設立検討会座長))

それでは、手短かに。

先ほど、面前確認でないと真意が確認できないというお話が法務省からされたのですけれども、結局、持参した方の真意しか確認できないので、仮に発起人が5人いると、残り4人について確認する方法はありませんので、例えば詐欺とか犯罪の防止として役に立っているとは思えないというのが、これは座長ではなく個人の感想なのですけれども、そのように思いました。

あと、よく聞く話は、機関設計その他の定款条項の整合性について、公証人から気づきを得た、いいことを教えてもらったという話を私は聞いたことがありません。文書のインデントの修正などを言われて、迷惑だったという話は耳にします。昭和13年の導入当時は、認証制度のベネフィットはコストを上回っていたと思いますが、今はコストを上回るベネフィットがちゃんとあるのかを考えないといけない。同時に、確認作業は公証人でないといけないのか、例えば司法書士さんによるチェックとか、弁護士さんがあらかじめ中身を精査したコンピュータープログラムの自動生成定款とか、そのような部分も検討の視野に入れていただければと思います。

以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

朽原理事、お願いします。

(朽原日本商工会議所理事)

時間を超過しているところ申し訳ございません。参考情報でございますけれども、労使の一番重要な労働契約書である就業規則でさえ、労基署への届出で済んでいるという現実がございます。また、私ども商工会議所も、定款自治でございますけれども、地方分権改革推進委員会で御議論いただいて、規制緩和することが可能という御判断をいただいて、定款変更について、それまでは認可制でございましたけれども、標準定款例をきちんと整備するという条件を付された上で、平成27年度から規制緩和をされて届出制に変わってございます。

それから、私どもが配付しました資料の最後のページに、検討会での法務省の御説明資料を付けてございます。左上の四角の枠の中に、定款作成認証とありますが、これが公証人役場にて面前での認証が必要ということです。一方、右側のオレンジ色の枠の箱がありますけれども、法務省の御説明によれば、箱の中の、2つ目、4つ目、5つ目の○に「定款」と書いてあります。これは実際のところ、適法になっている定款を、登記官がもう一度審査をされているということでございます。法務局の登記官も、我々はプロだと考えてございますので、ここで十分審査が行われているのではないかと考えます。

一方、定款作成認証については、公証人が全国に500人、公証役場が300カ所、手数料も5万円取られるということがございまして、これだけの人数と場所で手数料をとって、会社法に関するものが全部チェックできるのかどうか、ここが独占でいいのかどうかという問題もあると思っております。したがって、法務省の御説明資料を見る限りでも、登記所でのチェック、届出で十分対応可能ではないかと判断した次第でございます。

私からは以上です。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

不手際で時間が超過いたしましたけれども、最後に小林会長からコメントがもしございましたらお願いいたします。

(小林会長)

活発な御議論をいただきまして、感謝申し上げます。

世界でこういう立地環境競争が非常に激しくなる中で、我が国が勝ち抜いた

めには、本日の議論にありましたように、行政や既存の制度自身も技術革新を取り込んで、効率的・効果的に生まれ変わっていくことが当然必要であります。民間企業が生産性アップ等に非常に苦闘している中で、行政側の対応の遅れでその足を引っ張ることは許されないだろうと思います。

このためにも、従来の考え方の延長線上では当然不十分であり、現行の法制度や従来の業務プロセスから見直すことは必然的に不可欠な状況だと思えます。ぜひ、イノベティブな起業家が日本からどしどし起業したいと思わせるような未来への道筋を示していただきたい。

本日の議論では、確かにダミー会社の乱立やなりすまし等の問題も指摘され、本当に面前確認が必須なのかといった留意すべき論点もいろいろ取り上げられましたが、全体としては、定款認証の公証人の面前確認の廃止、登記申請の処理時間の世界最速を目指した短縮化、電子申請の場合は法人の代表者印を不要に、といった方向性で検討をしてほしいという御意見が非常に強かったように思われます。

本検討は、我が国の競争力強化のための鍵となるものであります。関係省庁はぜひこうした方向で実現すべく横串を刺した検討を加速して、他の手続に関する検討の突破口としても、最先端の取り組みに仕上げていただきたいと思えます。

きょうはどうもありがとうございました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

今回の議論を踏まえながら、今後の施策の具体化について、また関係省庁と調整をさせていただきたいと思えます。

この後、本日の会議の中身につきましては事務局からプレスにブリーフィングをさせていただきます。後日、発言者の確認を経た上で、議事要旨を公開したいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。